

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 宿泊専門委員会 次第

日時:令和6年5月20日(月)(書面開催)

1. 審議事項

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト実施要項(案)
- (2) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設募集要項(案)
- (3) わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項(案)
- (4) わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項(案)





わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会



第3回 宿泊専門委員会

会議資料



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会

2025年 9月28日(日)～10月 8日(水)

第24回全国障害者スポーツ大会

2025年10月25日(土)～10月27日(月)

目次

委員名簿	…P 1
<審議事項>	
(1)わた SHIGA 輝<国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト実施要項(案)	…P 5
(2)わた SHIGA 輝<国スポ・障スポ 弁当調製施設募集要項(案)	…P 9
【両大会宿泊要項説明資料】	…P19
(3)わた SHIGA 輝<国スポ 宿泊要項(案)	…P25
(4)わた SHIGA 輝<障スポ 宿泊要項(案)	…P31
<参考資料>	
①専門委員会設置規程	…P39
②食品衛生対策実施要領	…P43
③部会委員名簿	…P49
④部会担当内容	…P51

**わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員
宿泊専門委員会 委員名簿**

	機関	役職	名前	備考
宿泊・ 観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫	委員長
	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	植西 祐一郎	
	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	会長	北川 宏	
	公益社団法人 びわこビジターズビューロー (国内誘客部)	副部長	堀井 正人	副委員長
食品・ 衛生	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝	
	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳	
スポーツ	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当 次長	辻 和美	
	一般社団法人 滋賀県障害者スポーツ協会	主幹	吉成 永部	
市町関係	滋賀県市長会	事務局長	明石 芳夫	
	滋賀県町村会	事務局長	千代 良明	新任
県	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	青山 学	新任
	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	課長	長谷川 貴也	
	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	長宗 学	
	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長(兼) 観光企画室長	高木 和彦	新任

審議事項

<審議事項(1)>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト実施要項(案)

1 目的

令和7年(2025年)に本県で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)(以下、「両大会」という。)の式典弁当のメニューレシピの作製を通じて、両大会への関心を高め、開催機運の醸成を図ることを目的として、式典弁当メニューコンテストを実施します。

2 主催

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

3 応募作品

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開閉会式参加者へ提供する式典弁当に使用する主菜または副菜のメニューレシピ

4 応募資格

滋賀県内に在住・在学・在勤の方

※個人・グループまたは法人、プロ・アマを問いません。

5 応募期間

令和6年(2024年)6月3日(月)から7月31日(水)まで

6 入賞作品

応募作品の中から、優秀賞および佳作を決定し、賞状、賞金(商品券)および副賞を授与します。

○優秀賞 主菜および副菜 各2点程度

賞状、商品券10,000円相当、副賞

○佳作 主菜および副菜 各2点程度

賞状、商品券5,000円相当、副賞

※参加賞として応募者全員に両大会広報グッズを進呈

7 応募ルール

応募にあたっては、以下の点にご留意ください。

- (1) 式典弁当用の弁当箱の1マス(5×5cm程度)に入れる主菜または副菜いずれかのメニューであること。
- (2) 一般に販売されている滋賀県産食材を1種類以上使用すること。

(県産食材が応募時に入手できない場合は、代替食材でも応募可能。)

- (3) 米飯と組み合わせた時のおかずになる主菜または副菜メニューであること。
- (4) 作品は応募者の自作の作品であること。

8 応募作品の選考基準

- (1) 弁当箱に盛り付け可能なメニューであるか。
- (2) 大会開催時(9月～10月)に入手可能な県産食材が使用されているか。
- (3) 県産食材のおいしさや特徴、見た目の良さが感じられるか。
- (4) 調理工程が大量調理に適しているか、また、弁当として安全かつ衛生的に提供できるか。
- (5) 食材にかかる費用が大会弁当として適当か。

※上記に加え作品へのアピールポイントなども考慮します。

9 応募方法

- (1) 応募にあたっては、別紙「式典弁当メニューコンテスト応募用紙」に必要事項を記入し、作品の写真を添付し、下記の応募先に郵送またはメールで提出してください。
- (2) 弁当全体ではなく、1品メニュー単位での応募となります。なお、応募数に制限はありません。
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。

10 審査・決定方法

当実行委員会宿泊専門委員会が設置する標準献立・弁当部会にて、書面による一次審査を行います。

一次審査を通過した作品について、実食による二次審査を経て、同専門委員会が審議の上、入賞作品を決定します。

※一次審査の結果は、実行委員会ホームページにて発表します。なお、二次審査のための調理に、応募者の参加は必要ありません。

11 入賞作品の発表

入賞作品の決定は、令和7年(2025)年3月頃までに応募者に通知するとともに、報道機関等に発表する予定です。ただし、事情により決定の時期を変更することがあります。

12 注意事項

- (1) 応募する作品は、応募者の自作の作品とします。
- (2) 優秀賞作品は、式典弁当に使用するメニューとして採用します。また、佳作作品は、両大会の競技会弁当等のメニューに採用することがあります。
- (3) 入賞者は、応募作品について、実行委員会が入賞作品の発表ならびに両大会の広

報活動のために無償で利用すること(印刷物や県ホームページ等への掲載等)を了承するものとします。

- (4) 入賞作品を弁当に使用する際は、部会において調整を行うことがあります。
- (5) 入賞作品の写真や画像の著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む)、商標権およびその他一切の権利は、当実行委員会に帰属するものとし、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (6) 入賞作品以外の著作権等は応募者に帰属しますが、審査の過程で応募作品を複製または公開することがあります。
- (7) 料理の写真や画像の転載等、著作権・肖像権など第三者の権利を侵害する作品は応募できません。著作権等の問題が生じた場合は応募者の責任において処理することとし、当実行委員会は責任を負いません。
- (8) 応募にあたり、提供いただいた個人情報については、本事業の実施に関すること以外には使用しません。
なお、入賞作品については、氏名(グループの場合はグループ名と代表者名)、住所(市町まで)および作品を報道機関発表するとともに、両大会のホームページ等に掲載する予定です。
- (9) 応募の時点で、この実施要項に記載の各事項に同意したものとみなします。
- (10) この実施要項によらない作品は、審査の対象になりません。また、後日、この実施要項に記載の各事項を満たしていないことが判明した場合には、入賞を取り消すことがあります。
- (11) 応募作品は返却しません。

13 応募・問合せ先

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局内)
式典弁当メニューコンテスト応募 係
TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836
E-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp
県ホームページ:<https://>

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト 応募用紙

応募者名(グループの場合代表者名) *学生の場合は、学校名、学年も記入ください		
連絡先住所(自宅)		〒 — (滋賀県外の方は○をつけてください 県内に在学中 ・ 県内に在勤中)
連絡先電話 *自宅または携帯		— —
応募区分 *いずれかに○をつけてください		個人 ・ グループ(人数__人、グループ名_____)
応募作品の写真添付欄 *見えやすいように真上から大きく写真を撮り貼ってください *写真裏面に、名前、料理タイトル名を明記の上、はがれないようにしてください		料理作品のタイトル名 *好きな名前をつけてください この作品について ○をつけてください 主菜 ・ 副菜
		作品についてのアピールポイント *50~100字程度でご記入ください
材料名 県産食材には★印 をしてください	分量(グラム) 一人分	作り方
弁当全体ではなく1品メニュー単位で応募ください(応募数に制限はありません)		

応募しめきり 令和6年(2024年)7月31日(水)必着でお願いします

<審議事項(2)>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設募集要項(案)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。ただし、弁当調整施設のあつせんを希望する会場地委員会に限る。)が調達する昼食弁当の調製施設について、次のとおり募集します。

1 業務内容

以下の日程で行われる開・閉会式等(国スポおよび障スポの開・閉会式(総合リハーサルを含む。)ならびに競技会(会期前競技および障スポリハーサル大会ならびに公式練習を含む。)を言う。以下同じ。)において県委員会および会場地委員会が調達する昼食弁当について、調製、搬入および容器回収を行うものとします。

(1)国スポ

会期前競技:令和7年9月6日(土)~9月15日(月)、9月21日(日)~9月25日(木)
総合リハーサル:令和7年9月21日(日)
総合開会式:令和7年9月28日(日)
総合閉会式:令和7年10月8日(水)
競技会:令和7年9月28日(日)~10月8日(水)

(2)障スポ

リハーサル大会:令和7年5月24日(土)~5月25日(日)
総合リハーサル:令和7年10月18日(土)
公式練習:令和7年10月24日(金)
開会式:令和7年10月25日(土)
閉会式:令和7年10月27日(月)
競技会:令和7年10月25日(土)~10月27日(月)

2 応募資格

次のいずれにも該当しないこと。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者
- (2)国税・県税・市町村税について滞納がある者
- (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中の者
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (5)滋賀県財務規則第 195 条の2 各号に該当する者

3 選定基準

(1)立地条件

滋賀県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であるこ

と。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内であること。

(2)衛生管理体制

- ア 国スポ開催前の3年間(令和4年9月6日以降)に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- イ 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- ウ 検食は料理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上または1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。
- エ 調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者)は、おおむね弁当提供開始日1か月前の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること。なお、検便項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- オ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中参加できること。
- カ 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)により実施する食品衛生対策に対応できること。

(3)弁当調製能力

- ア 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- イ 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

(4)対応能力

- ア 県委員会または会場地委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- イ 県委員会または会場地委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- ウ 県委員会または会場地委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- エ 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - (ア) 弁当の名称
 - (イ) 原材料名(アレルゲン、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - (ウ) 食品添加物
 - (エ) 消費期限(時刻まで表示)
 - (オ) 保存方法
 - (カ) 製造所所在地・製造者名
 - (キ) その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - (ク) 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - (ケ) 持ち帰りを禁止する表示
 - (コ) その他県委員会または会場地委員会指定する表示
- オ 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。
- カ 弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。
- キ 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できる

こと。

- ク 県委員会または会場地委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- ケ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。
- コ 荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、県委員会または会場地委員会の指示に基づく対応ができること。

4 応募方法等

(1)応募票等の提出

次の書類をわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ公式ホームページからダウンロードの上、郵送または持参により提出してください。

- ア (様式1-1)応募票
- イ (様式1-2)弁当調製施設一覧 ※必要に応じて添付
- ウ (様式2)誓約書
- エ (様式3-1・3-2)弁当調製施設調査票

(2)応募期間

令和6年(2024年)○月○日(○)～○月○日(○)

持参の場合の受付は平日の8時30分から17時15分まで(12～13時を除く。)

郵送の場合は締切日必着。

(3)その他

応募を希望される場合は、下記の「5 事前説明会」に参加をお願いします。

5 事前説明会

募集に係る事前説明会を実施しますので、別紙○を参照の上、別紙○によりお申し込みください。

6 選定方法等

- (1)選定基準に基づき、提出された応募票等を審査し、弁当調製施設を選定します。
- (2)選定の結果は、令和6年(2024年)○月を目途に、通知(郵送)します。

7 選定の取消し事由

次のいずれかに該当する場合、選定を取り消すことがあります。

- (1)食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
- (2)食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- (3)弁当の調製を第三者に委託したとき。
- (4)その他、県委員会または会場地委員会が当該施設を不相当と認めるとき。

8 その他注意事項

- (1)提出された書類はお返しできません。また、県委員会および会場地委員会の弁当調達関係業務を行う上で必要な場合(食品衛生指導に資するため、管轄保健所等に必要な情報を提供することを含む)に限り使用いたします。その他、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示はいたしません。
- (2)応募にかかる郵送費等は、応募者の負担とします。
- (3)応募者に対し、説明や資料等の提出を求める場合は、別途通知します。
- (4)この応募票の提出をもって弁当調製施設として決定するものではありません。
- (5)弁当調製施設として選定された場合であっても、発注を確約するものではありませんのでご注意ください。
- (6)選定した弁当調製施設については、国スポ・障スポの開催前に管轄保健所による監視指導を実施することとしています。「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)を確認の上、必要な食品衛生対策を講じられますようお願いいたします。
- (7)荒天その他事由(災害、感染症等)により、開・閉会式等が中止、縮小されるなどの状況が生じた場合、弁当の発注数等が大きく変動する可能性があります。
- (8)弁当の発注数量が当初の想定と異なる場合であっても、県委員会および会場地委員会は責任を負いません。

9 応募票の提出先

〒520-0807

大津市松本一丁目2番1号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会局内)

施設調整室 宿泊・衛生係

担当:山川、三橋

TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836

E-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式に係る
弁当調製施設応募票

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ等に係る弁当調製施設募集要項を理解の上、開・閉会式等に係る弁当の調製を希望します。

なお、この応募票及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。

令和6(2024)年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会長 三日月 大造 様

所在地
滋賀県

応募者氏名(法人にあつては名称及び代表者名)

<添付書類>

- (1) 誓約書(様式2)
- (2) 弁当調製施設調査票(様式3)

弁当調製予定施設一覧

※この様式は、1つの事業者が複数の調製施設で弁当を調製する場合のみ提出すること。

1	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ()
	許可番号 許可年月日	
2	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ()
	許可番号 許可年月日	
3	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ()
	許可番号 許可年月日	
4	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ()
	許可番号 許可年月日	
5	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ()
	許可番号 許可年月日	

誓約書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等に係る弁当調製施設の応募に当たり下記のことを誓約します。

なお、弁当調製施設として選定された後に下記事項に違反した場合は、その選定を取り消されることについて異議申し立てはいたしません。

記

- 1 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に該当しないこと。
- 3 国税、県税、市町村税について滞納がないこと。
- 4 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中の者ではないこと。
- 5 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 6 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号に該当しないこと
- 7 使用する弁当調製施設は、国スポ開催前の3年間(令和 4 年 9 月 6 日以降)に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- 8 使用する弁当調製施設は、死亡後遺障害補償額が1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ期間中に加入できること。
- 9 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領に規定する事項等、管轄保健所による食品衛生指導に速やかに従うこと。
- 10 弁当調製を第三者に再委託しないこと。

令和6(2024)年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会長 三日月 大造 様

所在地

応募者氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)※自署

弁当調製施設調査票

施設名			
所在地	〒 滋賀県		
	(TEL) - -	(FAX) - -	(e-mail)
ふりがな 担当者氏名			
許可年月日		許可番号	
従業員数	人(うち調理従業員数 人)(うち配送従業員数 人)		
食品自主衛生管理の 取組(取組のある場 合該当欄チェック)	HACCPに沿った 衛生管理について	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理	
		<input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
1日当たりの 弁当調製能力	最大()食・通常()食		
	国スポ・障スポ提供可能数 平日()食・土曜日()食・日曜日()食		
衛生 管理 体制	検食の保管(原材料及び調理済み食品ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、マイナス 20℃以下で2週間以上保存)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	おおむね弁当提供開始日前1ヶ月の間に調理従事者全員の検便検査の実施 ※赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌は必須、ノロウイルス検査も含めることが望ましい		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	食品関係法令並びに「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領」に基づく食品衛生管理		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
対応 能力	県または会場地委員会が定める弁当料金に応じた調製		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	県または会場地委員会が指定する容器、包装紙等による提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	食材、献立内容について、県または会場地委員会の指示遵守		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	必要な食品表示(名称、原材料名(アレルゲン、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む)、食品添加物、消費期限(時刻まで表示)、保存方法、製造所所在地・製造者名、関係法令に規定される表示、提供後速やかに食べてもらう注意喚起、持ち帰り禁止表示、県または会場地委員会が指示する表示)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	弁当付属品(お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用袋)の提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	弁当の内容について、お品書き等の添付		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	弁当搬入(指定した時刻・場所に搬送が容易で清潔な段ボール等に梱包)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	冷蔵車等(荷室の温度管理(10℃以下)を利用した衛生的な運搬)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	配付終了までの待機(適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理の継続)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
総合開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収 荒天等への対応(会場変更、規模縮小又は開催中止となった場合に、県または会場地委員会の指示に基づく対応)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	

※ 本調査票に御申告いただいた内容は県または会場地委員会で厳重に管理し、弁当調達関係業務を行う上で必要な場合(食品衛生指導に資するため、保健所等に必要な情報提供することを含む)に限り使用いたします。

※ 本調査票は、弁当調製施設ごとに作成し、提出してください。

弁当調製施設調査票

施設名		
式典会場	国スポ 会場:彦根市	・総合リハーサル1日目 令和7年9月21日(日) ()食 ・総合開会式 令和7年9月28日(日) ()食 ・総合閉会式 令和7年10月8日(水) ()食
	障スポ 会場:彦根市	・総合リハーサル1日目 令和7年10月18日(土) ()食 ・開会式 令和7年10月25日(土) ()食 ・閉会式 令和7年10月27日(月) ()食
提供可能数	競技会場	2時間以内に配送ができる地域の中から、開催日ごとに、提供可能な市町すべてに○をつけ、合計食数をご記入ください。 国スポ競技会 9月28日(日) 草津市・守山市・栗東市・東近江市・近江八幡市 ()食 9月29日(月) 草津市・守山市・栗東市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・長浜市()食 9月30日(火) 草津市・守山市・栗東市・東近江市・湖南市・近江八幡市・彦根市・長浜市()食 10月1日(水) 草津市・守山市・栗東市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・米原市・長浜市()食 10月2日(木) 栗東市・東近江市・彦根市・米原市()食 10月3日(金) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・彦根市・米原市・長浜市()食 10月4日(土) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・日野町・米原市・長浜市()食 10月5日(日) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・日野町・愛荘町・米原市・長浜市()食 10月6日(月) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・愛荘町・長浜市()食 10月7日(火) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・愛荘町・長浜市()食 国スポ会期前実施競技期間中の提供 9月6日(土) 草津市・長浜市()食 9月7日(日) 長浜市()食 9月8日(月) 草津市・長浜市()食 9月9日(火) 草津市・長浜市()食 9月10日(水) 草津市・長浜市()食 9月11日(木) 草津市()食 9月13日(土) 草津市()食 9月14日(日) 草津市()食 9月15日(月) 草津市()食 9月21日(日) 東近江市()食
		① 障スポリハーサル大会 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・愛荘町・長浜市・高島市 1日目 令和7年5月24日(土) ()食 2日目 令和7年5月25日(日) ()食 ② 障スポ公式練習日 令和7年10月24日(金) ()食 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・長浜市・高島市 ③ 障スポ競技会 10月25日(土) 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・愛荘町・長浜市・高島市 ()食 10月26日(日) 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・愛荘町・長浜市・高島市 ()食 10月27日(月) 守山市・甲賀市・彦根市 ()食

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等に係る
弁当調製施設募集に関する質問・回答書

令和6年(2024年)〇月〇日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
施設調整室 宿泊・衛生係 あて

所在地：
屋号又は名称：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

【質問】※質問者記入欄

【回答】※回答者記入欄

(注)期限までに電子メール又はFAXで送信してください。

e-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp

FAX:077-528-4836

提出期限:令和6年(2024年)年〇月〇日(〇)17時15分

国スポ・障スポ宿泊要項について

①わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項について

宿泊要項は、大会に参加する選手等の、宿泊料金、宿泊取消料等の宿泊に関する事項を定めるものであり、**国スポ宿泊要項は、滋賀県と日本スポーツ協会が協議し、令和6年夏までに日本スポーツ協会の国スポ委員会承認される。**

②わたSHIGA輝く障スポ宿泊要項について

障スポ宿泊要項は、宿泊専門委員会で審議・決定される。なお、障スポ宿泊要項内の宿泊料金は、宿泊基本方針・宿泊基本計画において、国スポ宿泊料金を基本として決定するとされている。また、先催県では、国スポ宿泊要項をもとに障スポ宿泊要項を決定されており、本県においても、国スポ宿泊要項と合わせて検討を行った。

これまでの経過と今後スケジュールについて

- R6/2 第2回 宿泊専門委員会
【規定変更の経緯・「変更案」について説明】
宿泊施設へ宿泊料金に関するアンケートを実施
【アンケート結果を基に、規定変更による負担総額を検証】
- R6/3 都道府県体育・スポーツ協会国スポ連絡会議で説明
【「変更案」の説明ならびに意見照会(1回目)を実施】
- R6/4 都道府県体育・スポーツ協会へ意見照会(2回目)実施
【意見照会(1回目)を受け「変更案」を修正し、意見照会(2回目)を実施】
都道府県体育・スポーツ主管課へ通知
【規定変更を検討していることを通知】
- R6/5 日本スポーツ協会 第1回国スポ検討小委員会
【変更内容について審議】
- R6/5 第3回 宿泊専門委員会**
【**国スポ宿泊要項(滋賀県案)の決定**】、【**障スポ宿泊要項の決定**】
- R6/6 日本スポーツ協会 第1回国民スポーツ大会委員会
【国スポ宿泊要項の決定】

意見照会結果を受けての修正内容

都道府県体育・スポーツ協会からの意見を受け、宿泊取消料の負担軽減を図るため、令和6年2月開催の第2回宿泊専門委員会で御説明の「変更案」から以下のとおり修正しました。

①各宿泊施設の取消規定を適用

変更前: 取り消した泊数分に応じて、宿泊要項の宿泊取消料規定を適用。

変更後: 宿泊要項の取消料規定を上限とし、**各宿泊施設の取消料規定を適用**。

②荒天等により宿泊を取り消した場合の規定を変更

変更前: 取り消した泊数分に応じて宿泊取消料を負担する。

変更後: **一人につき1泊分のみ**宿泊取消料を負担する。

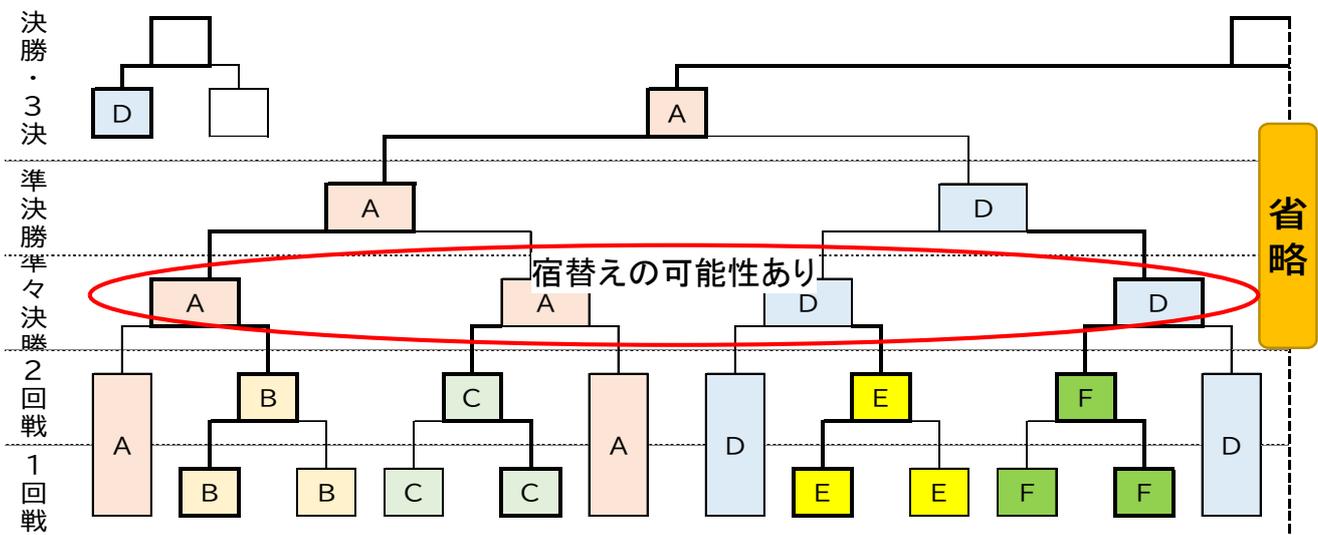
③国スポ団体競技で負け帰り対策を実施し客室ロスを削減

変更前: 宿泊を取り消した泊数分に応じて、宿泊取消料を負担する。

変更後: 対戦相手との同宿や宿替えを含めた配宿を行うことで、宿泊を取り消したときでも、**客室ロスが発生しない場合は宿泊取消料を負担しない**。

国スポ団体競技(トーナメント)での負け帰り対策イメージ図

- ・試合日ごとの宿泊施設(A~F)をあらかじめ決めておき、試合結果に応じて宿泊するチームを決定し、負け帰りによる客室ロスを削減する。
- ・試合結果に応じて、一部チームで宿替えが発生する可能性がある。



・A~F: 宿泊施設 ※宿泊施設B・C・E・Fに宿泊したチームは準々決勝で宿替えが発生する。

・負け帰り対策を実施する団体競技の想定

水泳(水球のみ)、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、ホッケー、ハンドボール、軟式野球、ラグビーフットボール、高等学校野球(軟式・公式)

※対象競技等の詳細は、今後の宿泊施設確保状況も踏まえ検討する。

国スポ宿泊要項「宿泊取消料」についての比較表

これまでの規定	滋賀県案	備考																														
<p>ア 大会参加の取消し等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合は、宿泊取消料は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="321 1058 601 1879"> <thead> <tr> <th>宿泊取消の申出区分</th> <th>宿泊取消料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の20%</td> <td>素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜)を宿 泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金(税抜)の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。 	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要		宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜)を宿 泊料金とする。	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%		<p>ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合は、宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="321 200 601 1020"> <thead> <tr> <th>宿泊取消の申出区分</th> <th>宿泊取消料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の20%</td> <td>素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜)を宿 泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金(税抜)の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。 	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要		宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜)を宿 泊料金とする。	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%		<p>大会参加の取消し等により宿泊を取り消した場 取り消し等により宿泊を取り消した 場合の宿泊取消料は、 次のとおり変更する。</p>
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																														
宿泊予定日の9日前まで	不要																															
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜)を宿 泊料金とする。																														
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%																															
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%																															
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																														
宿泊予定日の9日前まで	不要																															
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜)を宿 泊料金とする。																														
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%																															
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%																															
<p>イ 選手・監督が、競技敗退または荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="911 1058 1118 1879"> <thead> <tr> <th>宿泊取消の申出区分</th> <th>宿泊取消料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た当日</td> <td>100%</td> <td>素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜) を宿泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た翌日以降</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合は、入宿前後に関わらず、上記アの例によるものとする。</p> <p>なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。</p>	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	競技敗退または競技会会期短縮による 宿泊取消を申し出た当日	100%	素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜) を宿泊料金とする。	競技敗退または競技会会期短縮による 宿泊取消を申し出た翌日以降	不要		<p>競技敗退等により宿泊を取り消した場合は、負け取り取消規定を廃止する。</p> <p>災害等により競技会が中止となった場合の取扱いを「ア」に含める。</p>	<p>競技敗退等により宿泊を取り消した場合は、負け取り取消規定を廃止する。</p> <p>災害等により競技会が中止となった場合の取扱いを「ア」に含める。</p>																					
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																														
競技敗退または競技会会期短縮による 宿泊取消を申し出た当日	100%	素泊まりまたは欠食 で申し込んだ場合は、 その料金(税抜) を宿泊料金とする。																														
競技敗退または競技会会期短縮による 宿泊取消を申し出た翌日以降	不要																															

障害スポ宿泊要項「宿泊取消料」についての比較表

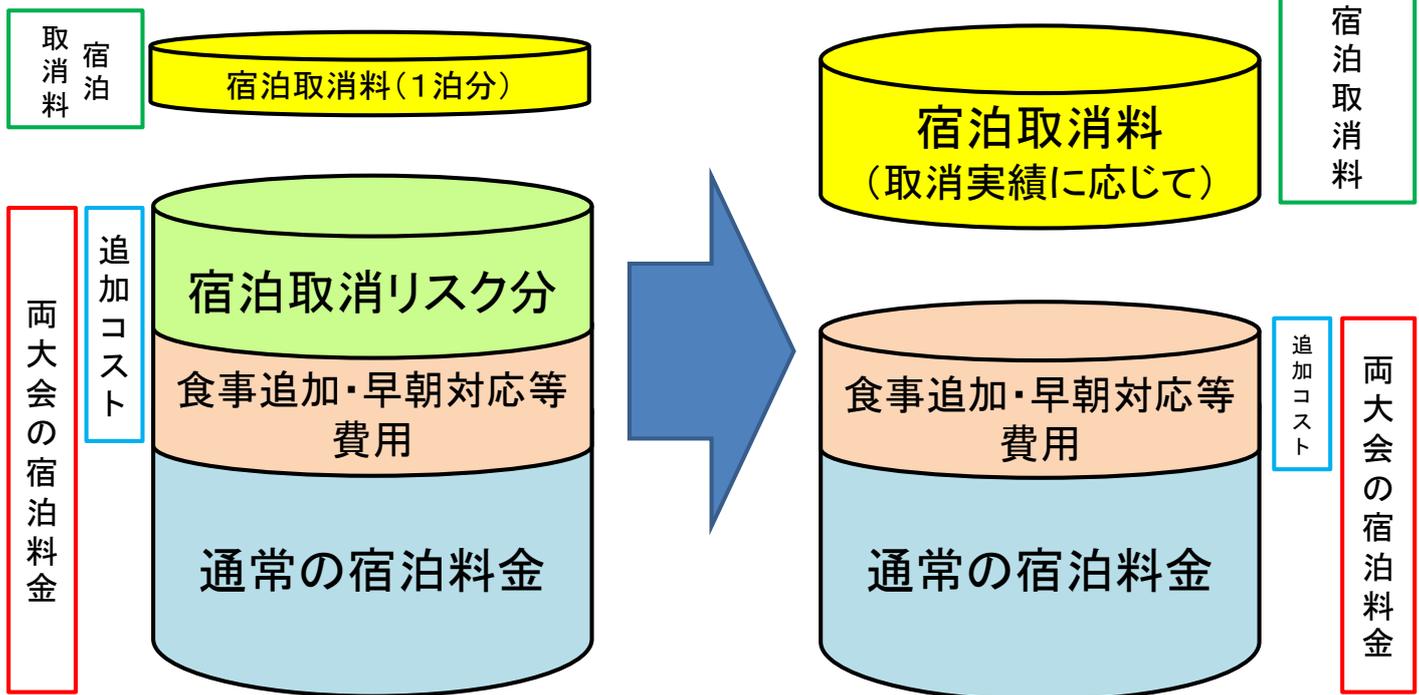
これまでの規定	滋賀県案	備考																														
<p>ア 大会参加の取消し等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1058 623 1860"> <thead> <tr> <th>宿泊取消の申出区分</th> <th>宿泊取消料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の20%</td> <td>素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金(税抜)の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。 	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要		宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。	宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%		<p>ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 216 623 1018"> <thead> <tr> <th>宿泊取消の申出区分</th> <th>宿泊取消料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の20%</td> <td>素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金(税抜)の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金(税抜)の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消を申し出した場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。 	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要		宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。	宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%		<p>大会参加の取消し等により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、次のとおり変更する。</p>
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																														
宿泊予定日の9日前まで	不要																															
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。																														
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%																															
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%																															
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																														
宿泊予定日の9日前まで	不要																															
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。																														
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%																															
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%																															
<p>イ 災害その他事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。</p>	<p>削除</p> <p>※「ア」の規定を含む</p>	<p>災害等により競技会が中止となった場合の取扱を「ア」に含める。</p>																														

※障害スポでは、基本的に競技敗退での宿泊取消は発生しないため、選手・監督の競技敗退等による宿泊取消の特例はない。

宿泊取消料規定の変更のイメージ

【これまでの規定】

【滋賀県案】



宿泊取消料規定の変更に伴い、先催県で両大会の宿泊料金に含まれた追加コストのうち、宿泊取消リスク分は追加せずに宿泊料金の設定を行うこととする。

規定変更による影響額について

県内宿泊施設へ宿泊料金に関するアンケートを実施し、宿泊取消料規定の変更による宿泊料金の引き下げ額を調査。アンケート結果と、かごしま国体での宿泊取消実績をもとに規定変更による影響額を試算し検証。

<アンケート概要>

実施期間 : 令和6年2月19～29日

回答施設数 : 119施設(内有効回答数97施設)

質問内容 : ①【これまでの規定】宿泊取消リスクを含む国スポ宿泊料金
②【変更案】宿泊取消リスクを含まない国スポ宿泊料金

規定変更による影響額について

<アンケート回答結果>

宿泊施設から回答を得た宿泊料金を、各宿泊施設の収容人数で按分し、【これまでの規定】と【滋賀県案】での1泊2食対応分の宿泊料金の平均額(税抜)を表のとおり算出。

①【これまでの規定】宿泊取消料リスクを含む国スポ宿泊料金の平均額	16,210円
②【滋賀案】宿泊取消料リスクを含まない国スポ宿泊料金の平均額	14,723円
宿泊取消料リスク相当額(①-②)	1,487円

※1泊2食対応以外の施設は、欠食控除率(1泊朝食は0.8、素泊まりは0.7)で割り戻し。

※回答の宿泊料金が18,001円以上の宿泊施設は国スポ宿泊料金の上限18,000円へ修正。

規定変更による影響額について

<【これまでの規定】と【滋賀県案】の負担総額の比較>

アンケート回答結果から算出した国スポ宿泊料金の平均額と、かごしま国体の宿泊実績数、宿泊取消数等を基に、下表のとおり負担総額を試算すると、規定変更により、**総額で90,135,050円(4.0%)の削減**が見込める。

①【これまでの規定】宿泊取消料リスクを含む国スポ宿泊料金の宿泊料負担総額	2,278,753,170円
②【滋賀県案】宿泊取消料リスクを含まない国スポ宿泊料金の宿泊料総額	2,069,715,171円
③【滋賀県案】新たに発生する宿泊取消料見込総額(※)	118,902,949円
④【滋賀県案】とした場合の負担総額(②+③)	2,188,618,120円
負担削減額(①-④)	90,135,050円

※宿泊取消料見込額については、かごしま国体での宿泊申込数と宿泊実績の差を参考に、本県の国スポ取消見込数を16,500泊分とし、本県国スポの競技会期にあてはめ、宿泊取消料率を乗じたシミュレーションを行い算出。

◆かごしま国体での宿泊数

①直前宿泊申込数	②宿泊実績	申込数と実績の差(①-②)
157,013	140,577	16,436

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項(案)

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、わたSHIGA輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1)選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2)報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定および確保

宿舎の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1)大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の旅館等(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2)会場地市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3)風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1)選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2)選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3)競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4)1人の宿舎に要する広さは、3.3 m²(2畳)以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000円～14,400円	2,250円～16,200円
4(2)に掲げる者		1,750円～12,600円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前および出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)または本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精

算することができる。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和7年9月2日(火)15時から令和7年10月8日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第79回国民スポーツ大会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国スポ委員会において報告する。

(2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっては、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿

舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。
なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項(案)

1 趣旨

この要項は、第 24 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体および宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿および宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1)選手・監督、介助者 (以下「選手団」という。)
- (2)大会役員、特別招待者、競技役員、視察員、報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿泊施設の選定および確保

宿舎の選定および確保については、次により行うものとする。

- (1)大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2)会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3)風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1)選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舎に配宿するよう努める。
- (2)移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。

(3)障害者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1)宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2)宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。(わたSHIGA輝く国スポ宿泊料金を参考に設定)ただし、大会役員等が、定員未満での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食料金は500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3)入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4)欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000円～14,400円	2,250円～16,200円
4(2)に掲げる者		1,750円～12,600円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

大会参加の取消しや、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金および宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和7年 10 月 23 日(木)15 時から令和7年 10 月 28 日(火)10 時までとする。

9 宿泊の申込み

(1) 選手団については、都道府県および政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットにより県委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵送により申込みを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。
- (4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更および取消し

- (1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっては速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日とする。
- (3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

12 その他

- (1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に

定めるものとする。

(3) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

參考資料

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定

〔最終改正:
令和4年(2022年)8月7日
第12回常任委員会一部改正〕

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

別表(第2条関係)

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地(開・閉会式場および 陸上競技会場を除く。)の選定 に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業務 分担および経費負担に関する こと。 4 競技施設の整備計画の立案 に関すること。 5 他の専門委員会に属さない重 要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進 に関すること。 4 文化プログラムに関すること。 5 他の専門委員会に属さない事 項(重要な事項を除く。)に関す ること。
広報・県民 運動専門委 員会	1 広報の基本的事項に関するこ と。 2 県民運動の基本的事項に関 すること。 3 その他広報および県民運動に 係る重要な事項に関すること。	1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関するこ と。 3 大会愛称・スローガン、マスコ ット等に関すること。 4 その他広報および県民運動に 係る事項に関すること。
競 技 運 営 専 門 委 員 会	1 第 79 回国民スポーツ大会(以 下「国スポ」という。)の競技運 営に係る計画の立案に関する	1 国スポの競技運営に係る計画 の推進に関すること。 2 国スポの競技役員等の養成お

	<p>こと。</p> <p>2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p> <p>3 その他国スポの競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>よび編成に係る計画の推進に関すること。</p> <p>3 国スポの競技用具の整備に関すること。</p> <p>4 国スポのリハーサル大会に関すること。</p> <p>5 国スポの競技記録に関すること。</p> <p>6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。</p>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。(他の専門委員会の付託事項を除く。)</p>	<p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 その他障スポに関すること。(他の専門委員会の委任事項を除く。)</p>
宿泊専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。</p> <p>2 標準献立および食品調達に関すること。</p> <p>3 その他宿泊に関すること。</p>
医事・衛生専門委員会	<p>1 医事・衛生の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 医療救護および防疫に関すること。</p> <p>2 食品衛生および環境衛生に関すること。</p> <p>3 その他医事衛生に関すること。</p>
輸送・交通専門委員会	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。</p> <p>2 総合開・閉会式の輸送に関すること。</p> <p>3 競技会場地の輸送に関すること。</p> <p>4 その他輸送および交通に関すること。</p>

<p>式典・会場 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関する事 2 情報通信施設の整備計画の立案に関する事 3 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画および運営に関する事 2 式典音楽に関する事 3 式典演技に関する事 4 大会旗および炬火イベントに関する事 5 開・閉会式会場の管理に関する事 6 情報通信施設の整備計画の推進に関する事 7 その他式典および開・閉会式会場に関する事
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備および消防防災の基本的事項に関する事 2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関する事 2 その他警備および消防防災に関する事

<参考資料②>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会食品衛生対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)が、相互に連絡調整を図り、滋賀県および会場地市町、関係機関・団体等とともに実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(以下「両大会」という。)における食品の安全性を確保することを目的とする。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法の許可を受けた旅館・ホテルおよび簡易宿所営業施設(以下「営業宿泊施設」という。)において、宿泊する両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者(以下「両大会参加者」という。)が喫食する食事を調理する施設

イ 食事提供施設

両大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理(弁当)を調製する施設

エ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場および競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

オ 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工もしくは製造または販売を行う施設

カ 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工もしくは製造または販売を行う施設

キ 無料食品提供施設

ふるまいを目的として両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

ク 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(以下「県生活衛生課」という。)および保健所(大津市保健所を含む。以下同じ。)は、県委員会から次表のとおり提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

また、県外の施設については、県委員会から関係自治体へ食品衛生指導の実施および報告書を依頼する。

対象施設	提出書類	提出方法
ア 営業宿泊施設の調理施設	営業宿泊施設利用予定報告書 (※宿舍衛生対策実施要領に定める様式第1号)	県委員会が県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。 県生活衛生課は該当保健所または食品安全監視センターへ振り分ける。
イ 食事提供施設	食事提供施設一覧表 (様式第1号)	令和6(2024)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
ウ 仕出し料理調製施設	仕出し料理調製施設一覧表 (様式第2号)	
エ 弁当調製施設	弁当調製施設名簿 (※弁当調達要項に定める様式第1号)	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。
オ 既設の食品営業施設	既設食品営業施設一覧表 (様式第3号)	県生活衛生課は該当保健所または食品安全監視センターに振り分ける。 令和6(2024)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
カ 臨時の食品営業施設	臨時食品営業施設設置計画書 (様式第4号)	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。
キ 無料食品提供施設	無料食品提供施設設置計画書 (様式第5号)	県生活衛生課は該当保健所に振り分ける。
ク 弁当引換所	弁当引換所設置計画書 (様式第6号)	開催の概ね3か月前まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

(3) 監視指導

食品安全監視センターおよび保健所は、県委員会および会場地委員会と連携し、県生活衛生課、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次表を目標に対象施設の監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	両大会前	両大会期間中	
	令和6(2024)年度、食品提供施設の把握日以降～開催年度		
ア 営業宿泊施設の調理施設	会場内に設置	1～2回	必要に応じて
イ 食事提供施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 弁当調製施設			
オ 既設の食品営業施設	会場内に設置	-	必要に応じて
カ 臨時の食品営業施設			
キ 無料食品提供施設			
ク 弁当引換所			

(4) 食品衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課および保健所と連携し、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次により食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

(ア) 食中毒の予防対策と発生時の対応

(イ) 従事者の健康管理(検便検査を含む。)と手洗いの徹底

(ウ) 施設・設備の衛生管理および食品・調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の営業者、食品衛生責任者または代表者および関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

原則として、令和6(2024)年度から両大会開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程および会場の調整を行う。なお、県委員会および会場地委員会が主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(5) 広報活動

県委員会は、県生活衛生課、保健所および会場地委員会と連携し、県、会場地市町、関係機関、団体等の協力を得て、必要に応じて、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図る。

(6) 食中毒等健康被害発生時の対応

ア 県委員会および会場地委員会は、食中毒(疑いを含む。)の情報を入手した場合、直ちに発生場所を管轄する保健所に連絡し指示を受けるとともに、県生活衛生課に連絡する。なお、大津市実行委員会においては大津市保健所に連絡するものとする。

イ 両大会に関係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課および保健所は滋賀県食中毒処理要領(大津市においては大津市食中毒等処理要領)に基づき速やかに対応するほか、県生活衛生課は県委員会および関係する会場地委員会に情報提供を行う。

(7) 緊急連絡体制の整備

県委員会および会場地委員会は、参加者等に食中毒患者が発生するなど、緊急の事案が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を別記のとおり整備する。

3 実施報告

(1) 監視指導

食品安全監視センターおよび保健所(大津市保健所を除く。)は、この実施要領に基づく食品衛生監視指導等の実施結果について、次表のとおり県生活衛生課に報告する。県委員会は県生活衛生課および大津市保健所に対し、上記の報告を速やかに県委員会に情報提供するよう依頼するものとする。

報告書様式	報告期限
食品関係施設の監視指導実施結果報告書(様式第7号) 施設等の検査結果報告書(様式第8号)	◆令和6(2024)年度中の実施結果 →令和7(2025)年3月末日まで ◆令和7(2025)年度中の実施結果 →ア～オの対象施設:令和7(2025)年 9月末日まで カ～クの対象施設:令和7(2025)年 10月末日まで

(2) 食品衛生講習会

会場地委員会は、この実施要領に基づく食品衛生講習会を実施した場合、その実施結果について、次表のとおり県委員会に報告し、県委員会は県委員会実施分と上記報告を合わせて、速やかに県生活衛生課に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
食品衛生講習会の実施報告書(様式第9号)	◆令和6(2024)年度中の実施結果 →令和7(2025)年3月末日まで ◆令和7(2025)年度中の実施結果 →令和7(2025)年9月末日まで

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課および保健所(大津市保健所を含む。)が協議の上、別に定めるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
宿泊専門委員会 標準献立・弁当部会 委員名簿

(順不同:敬称略)

	機関・団体名および役職名	氏名
部会長	公益社団法人 滋賀県栄養士会 会長	澤谷 久枝
委員	一般社団法人 滋賀県調理師会 理事	小野寺 和徳
委員	一般社団法人 滋賀県食品衛生協会 副会長兼指導員部会長	北川 忠男
委員	立命館大学 スポーツ健康科学部 教授	海老 久美子
委員	滋賀の食事文化研究会 滋賀大学名誉教授	堀越 昌子
委員	株式会社 アン・サンテ 代表取締役	島田 淳子
委員	公益社団法人 滋賀県栄養士会 管理栄養士	豊島 望美
委員	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	前川 為夫
委員	健康医療福祉部 生活衛生課 参事	東野 貴子
委員	健康医療福祉部 健康しが推進課 主幹	井上 由理
委員	農政水産部 미래の農業振興課 主任主事	安堂 加那子

標準献立・弁当部会が担当する内容

1. 宿泊要項における食事の規定

本県の宿泊要項(案)は、5月開催の宿泊専門委員会での審議を経て、令和6年6月4日(火)に開催される、日本スポーツ協会主催の第1回国民スポーツ大会委員会で審議予定。

以下、宿泊要項(案)より食事に関する規定を抜粋。

10 食事

(1)大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ参加者のパフォーマンスやコンディションに配慮すること。また食材については、わたSHIGA輝く国スポの大会期間中に大量調達が可能で、かつ食材費も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、可能な範囲で県産品を活用する。

(2)昼食については、原則として、大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

2. 標準献立

標準献立作成方針に基づき、大会期間中に宿泊施設で選手等に提供される食事の参考となるもので、献立の方向性や必要な掲載情報、普及啓発方法について検討を行う。

令和6年度に滋賀県栄養士会に標準献立原案の作成について業務委託する。以下、仕様の内容を抜粋。

3 業務内容

(1)標準献立原案の作成

・セットメニュー(朝食3例、夕食3例)

主食、主菜、副菜、汁物、その他(果物、飲物)等の5～7品で構成。

・単品メニュー

セットメニューの一部変更および追加等に対応できるもの。最大滞在日数5日間を想定。

(2)関連記事の作成

・標準献立の特徴、活用方法等

・スポーツ選手の食事に適した食材・調理方法、アレルギー等

・衛生管理の留意事項

・滋賀県の特産品・郷土料理の紹介記事

・掲載メニューの栄養価、使用食材の一覧

3. 昼食弁当

令和6年度に弁当メニューの作成、弁当調製施設の選定を行う。

① 弁当の構成

種類	対象	献立	価格	提供数	容器企画
式典弁当	開・閉会式時に参加する選手・監督、大会役員等に、部会で全体調整。	県実行委員会がすべて指定弁当メニューコンテンツ入賞メニューを基に、部会で全体調整。	1,100 円 (税抜)	約 9,000 食	県実行委員会指定 6または9マス予定
競技会弁当	競技会に参加する選手・監督等	県実行委員会が一部指定(県産食材の使用、主菜の指定等)	1,100 円 (税抜)	約68,000 食	県実行委員会指定 6または9マス予定
一般弁当	大会運営に従事するスタッフ、ボランティア等	要検討	600 円程度 (税抜)	約110,000 食	要検討

※提供数については、市町実行委員会調達分を含みます。

② 参考: 植樹祭弁当



食数: 2,280 食 価格: 2,000 円

(業者見積 4,000 円 → 食材協賛や値段交渉により 2,000 円に調整)

植樹祭以後も滋賀の食文化の普及に貢献するようレシピを公開。

プラごみゼロなど環境配慮の観点から、100%植物由来かつ生分解性の容器を使用。

①・近江牛じゆんじゆん ・卵焼き	②・近江しやもマリネ ・ミニトマト	③・丁稚羊羹 ・糸切餅
④・みずかがみ ・日野菜漬	⑤・小松菜と水口かんぴょうの胡麻和え ・しいたけ ・小鮎の山椒煮	⑥・赤こんにやく ・えび豆煮 ・枝豆ご飯 (コシヒカリ) ・ピワマスタフレーク

③弁当調製施設の選定

県内の弁当調製施設確保の競合を防止し、業務の円滑化をはかることを目的として、弁当調製施設の選定を一括して実施し、希望する市町へあっせんを行う取り組みを実施します。

<弁当調製施設あっせんの流れ(予定)>

令和5年度	実施済	市町弁当調製施設あっせん希望調査
令和6年度	4月～5月	弁当調製施設募集要項 市町意見照会 弁当調製施設募集要項の審議、決定 市町弁当調製施設あっせん希望調査(最終意向確認)
	6月～7月	弁当調製施設の公募・選定
	8月～9月	弁当調製施設の振り分け・市町へのあっせん 市町弁当調製施設あっせん希望調査の結果や、選定された弁当調製施設の調査票に基づき、県でおおまかな割り振り案を作成し、選定された弁当調製施設同士で調整のうえ決定。
	2月～3月	式典弁当メニュー、競技会弁当(あっせん弁当)メニュー決定
令和7年度		弁当調達 県、市町それぞれで、割り振られた弁当調製施設から弁当調達を実施。

<弁当調製施設の公募について>

令和5年度実施の弁当調製施設基礎調査の対象とした、県内の「飲食店営業」および「そうざい製造業」施設から、大会弁当の調製に適さない施設を除いた1,182施設のうち、大会への協力を可または保留とされた、165施設を対象とする。

弁当調製施設のあっせんを希望する市町の必要弁当数やメニュー等の検討状況等を取りまとめ、募集時に提示。

4. 標準献立・弁当部会の運営について
標準献立、弁当メニュー作成までの流れ(イメージ図)

